

XVI 縣 民 所 得

265 分 配 縣 民 所 得 (昭和25~27年度) (調査課調)

分配縣民所得とは、分配國民所得をさらに國內の行政区画單位(都道府縣)別に把握したものであるといふ。従つて國民所得の概念について一言すれば下記のとおりである。

分配國民所得とは「ある國民經濟において一定期間に經常的に新しく生産された社會的純生産物で、それをその生産に参加した諸要因、すなわち勞働力、資本、土地等に分配される面から捉えたもので專ら人的方法によつて算定したものである。」

分配縣民所得をその分配さるべき部分により區分すると勤勞所得、個人業主所得、個人賃貸料所得、個人利子所得、法人所得及び官公企業所得となる。

分配縣民所得の算定方法は次のとおりである。(1) 産業別有業人口は總理府統計局國勢調査及び勞働力調査から推計した。(2) 勤勞所得については、農業は農林省滋賀統計調査事務所の農家經濟調査より算定、林業及び水産業はそれぞれの總生産額から勤勞所得分を推計した。農林水産業以外の諸産業は毎月勤勞統計、失業保險統計等を基礎として、一人當り所得を求め上記(1)によつて求めた産業別勤勞者數に乘じて算出した。(3) 個人業主所得については、農業は農家經濟調査から地區別耕地面積廣狹別農家一戸當り所得を求め、それに農家戸數を乘じて算出した。林業及び水産業は、それぞれの總生産額から個人業主部分を推計した。農林水産業以外の諸産業は、個人商工業經濟調査と大阪國稅局の稅務統計から一業主當り所得を算出し(1)によつて求めた業主數を乘じて算出した。(4)個人賃貸料所得については、田畑小作料は小作地面積に小作料を乘じ、宅地の地代及び家賃はそれぞれの總面積に純地代、家賃を乘じて求めた。(5) 個人利子所得については日銀京都支店調による金融機關別預金殘高表から平均月末殘高を求め、これに金融機關別營業報告書から平均支拂利率を求めこれを乘じ支拂利息を算出し、さらに個人分取得額を算出した。なお公社債利子は大阪國稅局調の稅務統計から計上した。(6) 個人配當所得及び賞與については大阪國稅局の稅務統計から支拂配當額を求め、それより法人分を控除して算出した。(7) 税引前の法人留保所得については大阪國稅局の稅務統計から會社利益金、特別法人剩餘金を求め、それより配當賞與を控除したものを計上した。(8) 官公企業所得については資料の關係から公企業のみを計上した。

(單位百万円)

年 度	總 額	勤勞所得	個人業主所得	個人賃貸料所得	個人利子所得	法 人 所 得				官公企業所得
						計	法人税	個人配當所得	法人留保	
昭和25年	26,904	9,531	15,930	512	217	710	253	79	378	4
26	34,206	13,058	19,375	561	294	916	639	132	145	...
27	42,474	17,683	22,963	587	408	832	577	97	158	...

266 生 産 縣 民 所 得 (昭和25~27年度)

生産縣民所得とは、縣内の各産業部門によつて一定期間内に生産された純生産物の價値を各産業別に計量したものであり、従つてそれは各産業がその生産物の生産に要した要素費用の總額に等しい。この生産物の中には生産者の自家消費にあてられる部分及び官公企業のそれも含まれる。又縣内で生産されたものは、他縣内に本據を有する事業所の生産物も、他縣常住者の縣内で提供する用役もすべて含まれる。即ち分配縣民所得が屬人主義によつて算定されるのに反し、これは屬地主義によつて算定される。従つて國民所得に對應する意味の縣民所得とは異り、嚴密に言えば縣内純生産である。

その推計方法としては生産物に即して行つた物的方法と、生産諸要素に即して行つた人的方法の二者があるが、ここでは主として物的方法によつた。物的方法とは、一般的にいうならば、各産業別の總生産物を生産者の販賣する實効價格で表したもつたから、その生産に要した要素費用以外の諸経費(例えば他企業から購入した財貨と用役、資本減耗費、間接事業税等)を控除して純生産物を求める方法であるが、すべてについてこの諸経費を求めることはできないので、産業別に標本調査を行いそれよりその産業の所得率を推計し、これを前記の生産額に乘じて所得額を算定した。この場合、所得率とは、總生産又は總賣上高に對する人件費と利潤との合計額の比率である。

(單位百万円)

年 度	總 額	農 業	林 業	漁業及び水産養殖業	鑛 業	建 設 業	製 造 業
昭和 25 年度	25,915	8,010	606	62	114	946	8,885
26	39,005	10,624	1,017	91	221	1,518	14,792
27	41,111	11,871	1,324	109	349	1,469	12,185

年 度	卸賣及び小賣業	金融保險及び不動産業	運輸通信及びその他公益事業	サービス業	公 務	その他の産業	財産所得
昭和 25 年度	2,157	152	1,483	1,617	1,162	163	558
26	3,962	172	1,374	3,336	1,257	189	452
27	4,820	347	1,938	4,675	1,518	506	—

註 昭和27年度の財産所得は「その他の産業」に含めた。